鬼北町告示第１２４号

　　　鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、ワーケーション及びサテライトオフィスの誘致による関係人口の創出及び移住促進を図るため、町外の民間企業や団体、個人等（以下「企業等」という。）によるワーケーション及びサテライトオフィスの視察の実施に対し、予算の範囲内で交付する鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鬼北町補助金交付規則（平成17年鬼北町規則第57号）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　[この告示](#l000000000)において、[次の各号](#e000000026)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](#e000000026)に定めるところによる。

1. ワーケーション　企業の社員が普段の勤務地又は居住地とは異なる場所で、情報通信技術を活用し、テレワーク、企業研修、会議等の仕事と休暇を両立する柔軟な働き方をいう。
2. サテライトオフィス　通信回線の活用により企業等の本社機能の全部又は一部の業務が実施可能な事務所であって、当該企業等の本社の遠隔地に置かれるものをいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の対象となる企業等（以下「補助対象企業等」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

1. 町が創設したワーケーションを推進するための滞在プランでワーケーションを実施する企業等
2. 町内の宿泊施設でワーケーションを行うことで、町内におけるワーケーションの更なる推進が期待できると町長が認めた企業等
3. 町に新たにサテライトオフィスの開設を検討するため、町の視察を実施する企業等（町内に事務所を設置していないものに限る。）

　（補助対象経費等）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助事業の実施期間等に係る要件は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象企業等（以下「申請者」という。）は、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、当該決定の内容を鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付決定等通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定に係る事業を終了したときは、終了した日の属する年度の末日までに、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金実績報告書（様式第３号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第８条　町長は、交付決定の事後において、交付決定者が虚偽の申請その他の不正行為により当該交付決定を受けたことが判明したときは、当該補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、その全部又は一部に相当する額について、返還を命ずるものとする。

２　前項の規定による交付決定の取消しの通知及び補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求める旨の決定の命令は、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付決定取消通知書（兼補助金返還命令書）（様式第４号）により行うものとする。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

[この告示](#l000000000)は、公布の日から施行する。

別表(第４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 | 対象期間等 |
| ﾜｰｹｰｼｮﾝ事業 | ア　企業等の所在地と本町との往復旅費（飛行機、鉄道、高速道路通行料金、バス等の公共交通機関の利用に係る経費）イ　レンタカー借上料ウ　宿泊費 | 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額以内とし、1人当たり5万円を限度とする。（国、県等が助成を行うときは、補助対象経費の総額から当該助成に係る額を控除した額） | 町内宿泊施設を2泊3日以上利用するものに限る。 |
| ｻﾃﾗｲﾄｵﾌｨｽ視察事業 | ア　企業等の所在地と本町との往復旅費（飛行機、鉄道、高速道路通行料金、バス等の公共交通機関の利用に係る経費）イ　レンタカー借上料ウ　宿泊費 | 実費とする。ただし、視察者1人当たり5万円を限度とし、1回の視察にかかる補助金の算定の基礎となる人数は3人までとする。（国、県等が助成を行うときは、補助対象経費の総額から当該助成に係る額を控除した額） | 1回の視察につき最大7日間とし、町内宿泊施設を利用するものに限る。 |

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

　鬼北町長　　　　　　　　　　様

住所

名称及び代表者氏名

電話番号

鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付申請書

　鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス推進事業補助金の交付を受けたいので、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

　１　補助金の申請額　　　金　　　　　　　　円

　２　申請区分（いずれかに○）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. ワーケーション事業
 |  |
| (2)　サテライトオフィス視察事業 |  |

３　添付書類

　　(1)　事業実施計画書(別紙１)

　　(2)　その他町長が必要と認める書類

別紙１

事　業　実　施　計　画　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 実施期間 | 　　年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　） |
| ２ | 実施場所・宿泊場所 |  |
| ３ | 実施人数 | 　　　　　　　　　人（うち社員の家族の人数　　　人） |
| ４ | 実施期間中の日程等 |
| （活動の内容が分かるように記載してください。） |
| ５ | 交付申請額（費用内訳） |
| ①　交通費（往復旅費）　　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　②　レンタカー借上料　　　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　③　宿泊料　 (1泊)　　　　円 × 宿泊数　　　泊×人数　　　人＝　 　　　　　円 |
| 補助金額（ワーケーション）①＋②＋③ ＝　　　 　 　円 － 国・県等助成金　　　　　　円 ×１／２＝ 　　　　 　　　　円（千円未満切り捨て）… **Ａ**Ａ又は補助限度額（一人当たり5万円）のいずれか低い額　　　　　　　　円《交付申請額》 |
| 補助金額（ｻﾃﾗｲﾄｵﾌｨｽ視察事業）①＋②＋③ ＝　　　 　 　円 ＝　　　 　　　　円（千円未満切り捨て）…**Ａ**Ａ又は補助限度額（一人当たり5万円）のいずれか低い額　　　　　　　　円《交付申請額》 |

様式第２号(第６条関係)

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

鬼北町長　　　　　　　　　　印

鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付決定等通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金について、次のとおり決定したので、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

　１　交付決定等　　　　交付決定・申請却下

　　　　　　　　　　　　　　　　　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　２　交付決定額

　３　補助条件

　　　(1)　交付の目的外に使用してはならない。

　　　(2)　事業の内容の変更又は予算の変更をする場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

　　　(3)　事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けなければならない。

　　　(4)　事業を完了したときは、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金実績報告書を提出しなければならない。

様式第３号(第７条関係)

年　　月　　日

　鬼北町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

名称及び代表者氏名

電話番号

鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金実績報告書

　　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定の通知を受けた鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金について事業が完了したので、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

　1　補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　　　　円

　２　添付書類

1. 事業実施報告書(別紙１)
2. 鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金請求書（別紙２）

　　(3)　支出証拠書類の写し

　　(4)　事業の実施を証する写真等

別紙１

事　業　実　施　報　告　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 実施期間 | 　　年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　） |
| ２ | 実施場所・宿泊場所 |  |
| ３ | 実施人数 | 　　　　　　　　　人（うち社員の家族の人数　　　人） |
| ４ | 実施期間中の日程等 |
| （活動の内容が分かるように記載してください。） |
| ５ | 実績額（費用内訳） |
| ①　交通費（往復旅費）　　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　②　レンタカー借上料　　　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　③　宿泊料　 (1泊)　　　　円 × 宿泊数　　　泊×人数　　　人＝　 　　　　　円 |
| 補助金額（ワーケーション）①＋②＋③ ＝　　　 　 　円 － 国・県等助成金　　　　　　円 ×１／２＝ 　　　　 　　　　円（千円未満切り捨て）… **Ａ**Ａ又は補助限度額（一人当たり5万円）のいずれか低い額　　　　　　　　円《交付申請額》 |
| 補助金額（ｻﾃﾗｲﾄｵﾌｨｽ視察事業）①＋②＋③ ＝　　　 　 　円 ＝　　　 　　　　円（千円未満切り捨て）…**Ａ**Ａ又は補助限度額（一人当たり5万円）のいずれか低い額　　　　　　　　円《交付申請額》 |

※添付書類

補助対象経費の領収書等の経費を支出したことが分かる書類の写し

事業の実施を証する写真等

|  |  |
| --- | --- |
| ６ | 本町で実施したワーケーション、サテライトオフィス視察の感想 |
|  |

別紙２

鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金請求書

鬼北町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

名称及び代表者の氏名　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象区分 |  |
| 請　求　額 |  |

　上記のとおり請求します。

年　　月　　日

　※　振込先

　　　　　　　　　金融機関名(　　　　　　　　　　　)

　　　　　　　　　店舗名(　　　　　　　　　　　)

　　　　　　　　　フリガナ(　　　　　　　　　　　)

　　　　　　　　　口座名義(　　　　　　　　　　　)

　　　　　　　　　預金種別(　　　　　　　　　)預金

　　　　　　　　　口座番号(　　　　　　　　　　　)

様式第４号(第８条関係)

年　　月　　日

住所

名称及び代表者氏名　　　　様

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鬼北町長　　　　　　　　　印

鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金

交付決定取消通知書（兼補助金返還命令書）

　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定を行った鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金について、鬼北町ワーケーション、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により当該決定を取り消したので、同条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

　１　交付決定取り消しの決定日

　　　　年　　月　　日

　２　取消しの理由

　３　補助金返還命令

　　(1)　既交付額　　　　　　　　　　　　　　円

　　(2)　返還命令金額　　　　　　　　　　　　円

　　(3)　返還期限　　　　　　　　年　　月　　日

　　(4)　返還方法

　４　備考